

令和 年 月 日

インテックス大阪運営共同企業体  
代表構成員  
一般財団法人 大阪国際経済振興センター 様

所在地

主催者

代表者

- ・ 電気
- ・ 水道(給排水)
- ・ ガス
- ・ 圧縮空気
- ・ 通信

## 設備工事施工届出書

設備工事を行いたいので、関係書類(図面)を添えて次のとおり申請します。  
工事実施にあたっては、規程及び裏面の注意事項を遵守します。

展示会名称	
工事場所	
工事概要	
工事施工期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
工事業者名	住所 会社名 代表者名 電話
	現場責任者 電話  (電気工事の場合は、別紙保安要員名簿に記入してください。)
その他	

## 注意事項

- (1) 工事の施工については、有資格者又は有資格者の監督指導のもとで行ってください。
- (2) 仮設工事の施工については、当センターの指示及び監督に従うほか、検査を受けた後でなければ、給電・給水・ガス供給・給気等できません。  
また、施工中であっても、当センターが必要と認めた場合は届出書の内容の変更を命じることがあります。
- (3) 施工者(請負人等を含む)は、施設を滅失または損傷してはなりません。万一損傷したときはすみやかにその旨を当センターに届け出て、その指示により補修し、または補修に必要な費用を支払わなければなりません。
- (4) 当センターに無断で、電気・水道・ガス・圧縮空気管・通信設備に接続できません。
- (5) 本届出内容を変更しようとするときは、新たに当センターへ変更の内容を届け出てください。
- (6) 工事により発生する一切の廃材・がれき・塵芥・切削屑の廃棄物は、主催者の指導の元、工事会社において法に遵守の上、完全に清掃・処理してください。
- (7) 本注意事項及び『インテックス大阪利用案内』のほか、関係諸法規を遵守してください。
- (8) 本注意事項及び『インテックス大阪利用案内』に違反したときは、工事の中止を命じることがあります。当センターから使用の取り消しまたは仮設配管等の撤去を命じられたときは、すみやかに撤去し、復旧してください。

## 追加補足

- (1) **1次側電気幹線工事**について、サブピット端子台へ14mm<sup>2</sup>以下のケーブルを接続する場合、『低圧電線ヒューズ』等の保護器具の取り付けを推奨します。(電灯回路は22mm<sup>2</sup>以上、動力回路は38mm<sup>2</sup>以上のケーブルを接続する場合は直接接続が可能です。) 通電中のケーブル離線時等に短絡し、ケーブルが焼損する恐れがあるため、施工時の保安管理に努めてください。  
また、サブピット端子台への配線の脱着時は、端子ネジの締め付けを確実に行ってください。
- (2) **エアー配管のヘッダー使用**時は、配管内には水分が残留している恐れがあるため、エアーパージを行い、配管内の水分を完全に排出した後、機器を接続してください。
- (3) **給水配管のヘッダー使用**時は、給水時は配管内の錆など不純物が含まれる恐れがあるため、ストレーナー等の設置(布等でも可)、もしくは完全に排出されるのを確認したうえでご使用ください。
- (4) **共用部 壁・柱コンセントおよび分電盤内空き回路の使用**について、電気設備工事施工届出書に使用場所を記載してください。申込みは、『附属設備使用申込書』により行ってください。  
使用料金は、コンセント1箇所につき1日1,650円(税込)、分電盤内空き回路1箇所につき1日1,650円(税込)となります。(電気使用料金を含みます。)
- (5) **共用部 屋外散水栓**について、水道(給排水)設備工事施工届出書に使用場所を記載してください。申込みは、『附属設備使用申込書』により行ってください。  
使用料金は、屋外散水栓1箇所につき1日1,650円(税込)となります。(水道使用料金を含みません。)